

京柔整会報

機関誌 167号



卷頭言

日本の文化である「柔道整復」－文化庁京都移転を記念して－

会長 長尾 淳彦

特 集

Y-TRAINING京都スタジオ 訪問

公益社団法人 京都府柔道整復師会

令和 5年 4月 20日





柔道整復師を目指そう

活躍できる

医療・スポーツ・福祉業界で

柔道整復科 3年制

I部 [昼間] 午前集中コース
午後集中コース

目指す資格 ▶ 柔道整復師（国家資格）

柔道整復師は骨折、脱臼、ねんざなどのケガの施術を行える数少ない資格です。また、資格取得後は接骨院などを独立開業できることも大きな魅力です。本校では、授業+aでスポーツの知識を身に付けることができる、多職種連携授業を行っております。卒業後はスポーツ現場で働くことも可能です。

業界で活躍する
柔道整復科の卒業生

1,328名

2007年度～2021年度卒業生実績

開校以来、毎年多くの卒業生を輩出!
整骨院や整形外科、福祉施設など
様々な分野で活躍しています。



京都医健
スポーツ現場力
アカデミー

KISA

あなたの目指す未来に“スポーツ現場力”をプラス



柔道整復科

+ スポーツ現場力
スポーツ「ケガに強い」
柔道整復師

京都で唯一!

京都府

柔道整復師協会

主催の

保険講習会
を学内で開催!



医療に+aで美容が学べる

トータルビューティー科の先生から直接美容
について学ぶことができ、フェイシャルエステ
の資格取得も目指すことができます。



滋慶学園 総長杯 柔道大会

11連覇達成



鍼灸科 午前集中コース
I部 [昼間] 3年制

理学療法科
I部 [昼間]
II部 [夜間] 4年制

作業療法科
I部 [昼間] 4年制

視能訓練科
I部 [昼間] 3年制

スポーツ科学科
2年制

スポーツマネジメント
テクノロジー科 4年制

トータルビューティー科
2年制

言語聴覚科
I部 [昼間] 2年制
※大卒者対象

社会福祉科
II部 [夜間] 1年制
※大卒者等対象

精神保健福祉科
II部 [夜間] 1年制
※大卒者等対象

医健KEN 京都医健専門学校

0120-448-808

〒604-8203 京都市中京区衣櫻町51-2

ケータイ
からも
OK!

Eメール info@kyoto-iken.ac.jp

京都医健

で検索

HPはコチラから



目 次

◆ 卷頭言 日本の文化である「柔道整復」—文化庁京都移転を記念して—	会長 長尾 淳彦	2
◆ 特集 Y-TRAINING 京都スタジオ 訪問		4
◆ 別館 公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会ご紹介		8
◆ 税務個人相談会 田川 裕 税理士		8
◆ 第78回京都接骨学会（令和5年度運動器疾患対応力向上実施事業）・保険講習会	…	9
◆ 特別投稿 「高齢化社会」を迎えて（その6）—「終活」の具体的進め方（5）—	… 本会顧問 弁護士 薦田 純一	12
◆ 会員の動静		14
◆ 掲示板コーナー		14
◆ 編集後記		15

表紙の写真

みそそぎ川



みそそぎ川は全長2.5km、鴨川西岸を流れる人工の水路です。二条大橋下流で、高瀬川を分流し鴨川の水を高瀬川に注ぎ込む役割があります。賀茂大橋下流西岸で鴨川から取水され、鴨川河川敷（高水敷）を暗渠になって南へ流れると丸太町橋下流で地上に姿を見せさらに南下し、五条大橋手前付近まで流れたところで再び鴨川に合流します。みそそぎ川はみそぎ川（禊川）とも呼ばれ、祇園祭の「神輿洗いの神事」では御神輿を清める神聖な川とされこの名が命名されました。高瀬川に水を分け合ったあとのみそぎ川は、春には桜並木が美しく多くの観光客が訪れ、夏には「床」が設けられるなど四季折々で鴨川散策を楽しめる人気の観光スポットです。

（引用：京都風光 <https://kyotofukoh.jp/report148.html> 2023.03.30アクセス）

卷頭言

日本の文化である「柔道整復」 —文化庁京都移転を記念して—



公益社団法人京都府柔道整復師会
会長・長尾 淳彦

(984年)には、骨折、脱臼、打撲、創傷などの処置についても詳しく記載されています。

日本では「武」の精神と「療治」を重んじ、戦国時代の書物には武術を指す「殺法」とケガの治療に当たる「活法」が必ず対で記されています。ここでいう「活法」が医療の一部として柔道整復術へと発展してきた経緯があります。

1746年日本最初の整骨書「骨繼療治重宝記」が高志鳳翼によって纏められ、その後、1807年「正骨範」が二宮彦可によって纏められ、「整骨新書」が1810年各務文献によって纏めされました。

この「骨繼療治重宝記」「正骨範」「整骨新書」整骨三大聖書を2019年日本柔道整復師会では現代訳版として発刊いたしました。(写真)

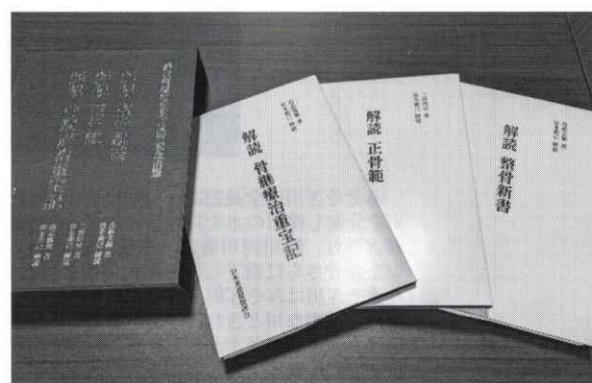
1920年日本政府により「柔道整復術」の名称で公認されました。なぜ「柔術」ではなく「柔道」、なぜ「接骨」ではなく「整復」が選ばれたのでしょうか？

明治・大正期の「講道館柔道」は、その他の「柔術」を抑えて発展・普及していました。嘉納治五郎師範が日本から普及させた「柔道」を整復術に冠することで日本起源の治療法であることを強調する狙いがあったのかもしれません。

「柔道整復」は日本で生まれて日本で育った世界に誇れる「民族医療」であり、「日本の文化」であります。

「柔道」という特定のスポーツ競技の名称を冠する施術が法的根拠を得て国家資格へと発展した例は世界中を見渡しても類を見ないと海老田大五郎氏（新潟青陵大学福祉心理学部准教授）は自身の研究で述べられています。

柔道整復師、柔道整復術の歴史は古く、大宝律令（701年）医疾令（718年）や養老律令（757年）の中にも骨傷を専門とする官職のことが記載されています。また、宮中医官を務めた丹波康頼（現在の京都府亀岡市または福知山市出身といわれている）が朝廷に献上した日本最古の医学書である「医心方



「骨繼療治重宝記」「正骨範」「整骨新書」

戦後GHQによる弾圧からも「柔道整復」は先人の努力により存続の危機を乗り越えてきています。

近年では、2001年2月にWHO（世界保健機関）より発刊された報告書に柔道整復師 Judo Therapistと紹介され、2002年WHO（世界保健機関）総会で原健日本柔道整復師会会长（京都府第九代会長）が講演して世界に認知されました。

柔道整復師は外科手術や投薬・その指示などは行えませんが、西洋医学と東洋医学の良さところの研究・検証を行い、身体への浸食・介入の少ない安全性の高い整復固定術を臨床の場で発揮できるようになりました。

これは先人の想像を絶する苦労の上に成り立っています。それと患者さんである国民の皆様の支持があってこそだと思っています。

今年は文化庁が東京から京都に移転という記念すべき年です。「柔道整復」のこれまでの歴史的背景を理解しながら「医療」としても「文化」としても継承していくかなければなりません。

国民に愛され必要とされる業界となり、正しく評価される業界を目指すことをお誓い申し上げご挨拶とさせていただきます。

又、京都市との話し合いにて岡崎の武道センターに「日本の文化に柔道整復」のモニュメントを設置する方向で、話が進んでいます。



モニュメントのデザイン図（旧武徳殿）

門川市長 本会ご来館

令和5年3月23日(木)

(公社)京都府柔道整復師会新会館へ門川大作
京都市長が来館されました。

館内をご覧いただいた後、長尾淳彦会長とじっくりと懇談されました。

懇談の中で門川市長には、京都市民の皆さんの健康づくり、介護予防、デイサービスセンターでの活動等を高く評価していただきました。また、柔道整復師の社会貢献が更に充実していくことに加え、京都市が目指している『京都の地域力・文化力を活かし、世界一健康長寿のまち・京都の実現』を共に取り組むことをお約束しました。門川市長、この度はお忙しい中、誠にありがとうございました。

(広報部 中村賢治)

(写真は門川市長公式 Facebook 投稿より)



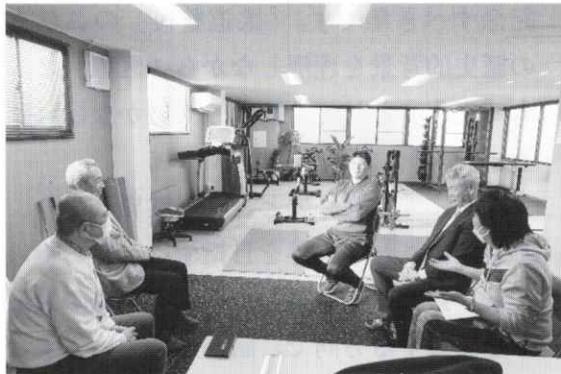
Y-TRAINING 京都スタジオ 訪問

令和4年12月 本会別館2階で(株)Y-TRAINING本社(京都西京極スタジオ)が新規開業されました。

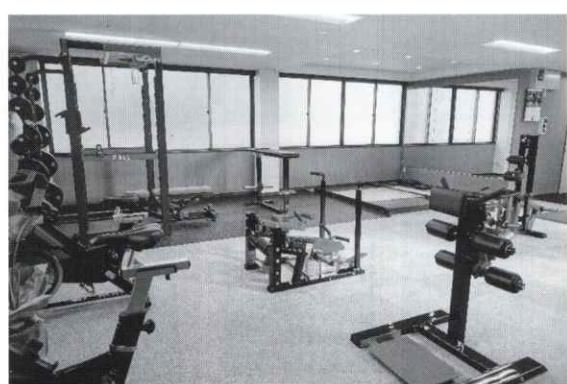
令和5年3月3日(金)午後3時30分から長尾淳彦会長、中川稔貴広報部長と現地を訪問し、事業内容、今後の本会との連携について伺いました。

中川広報部長：Y-TRAININGでは、どのような事業を行われるのかお教えいただけますでしょうか。

村上幸史本部長：現在は、プロアスリート、2024年パリパラリンピックを目指す大学生、一般の方へのパーソナルトレーニングをメインに行っています。今後は子供たちを対象に、低学年1～3年生 高学年4～6年 中学生の3つに分けて、身体の動かし方、スポーツの楽しさを教えていきたいと思っています。レベルが上がれば、専門的なことも含めて指導し、その中に教育の観点を入れていければと思っています。教育とスポーツは隣り合わせにあります。今までの経験から運動ができる子は基本的に考える能力が高いと思います。できないことができるようになる過程で、なぜできるようになったかを考え、理解し、その過程を応用してスポーツ以外の分野においても問題解決能力につなげていくことができます。発想などとの結びつきを教えることができればと思いますし、組織として取り組んでいきたいと思っています。



長尾会長：村上さんは日本大学の出身で、桐さんは大阪体育大学出身で乙訓高校の教員でした。身体のことを解り、発育発達の分野で、どの成長時期にどのトレーニングをしたら良いか、発育曲線を理解して指導されています。柔整師はその知識が不十分かと思います。我々も発育発達の分野を分かったうえで対応しなければならないと考えます。京都府柔道整復師会でも



トレーニングの専門知識を持って業務にあたっている会員がいますが、トレーニングの知識に乏しい会員も、同様の知識を得て、患者さんへの説明を行わなければならないと思っています。トレーニングして結果が出たときに本当に提供したトレーニングが結果に結びついているのかどうかの検証が必要だと思います。「やった、なおった、よかった」の「3た主義」がありますが、医者でも柔整でも提供したものが、本当に結果に結びつ

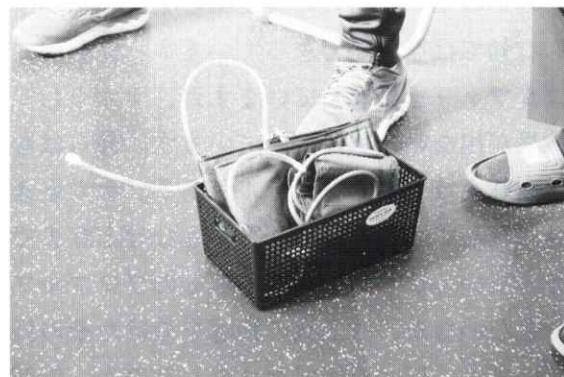
いているのかどうかの検証が足りていないのではないかと思います。トレーニング指導の結果を求められるトレーナー業界の皆さんとお互いに学び合う機会を作り、連携を深められればと思います。

中川広報部長：柔道整復は柔道から生まれた医療技術で、今まで転倒したときにどう受け身を取って、ケガを防止するかに焦点が当たっていましたが、これからは転倒すること自体を未然に防ぐ対応方法が求められているかと思います。

村上本部長：高齢者の運動能力が改善するのかどうかが疑問で、長尾会長と初めてお会いした時に高齢者の運動能力は改善できると聞いたときに、高齢者へ運動を当てはめて考えるきっかけをいただきました。とはいえ、走力や瞬発力の向上は難しいので、柔軟性の向上などをメインに運動プログラムを考えれば、関節可動域の範囲が広がり、ケガのリスクが減らせるのではないかと考えています。ケガの予防、生活習慣の改善から高齢になんでも意欲的に生活していただくことで、精神的な健康にもつながっていくかと思います。その方法などを京柔整の先生方と共有し、先生方やその患者さんに貢献できればと思っています。

中川広報部長：桐社長からも事業内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

桐伸行副会長：運動後や運動中のインターバルリカバリーの時に2～3分、上下肢を圧迫することで、静脈の流れをコントロールし、効果的に回復が図れることがわかり、10数年前から選手を使っていました。すでに長崎の林田義博会長がスタジオで老若男女に実施し、歩きづらかった高齢者が歩けるようになった事例も聞いています。57歳まで教員を行っていたが、自分の学校だけではなく、小学生、中学生、シニアの予防にも展開できればと思い、この度の事業展開を行おうと思いました。この方法はY-TRAININGの独自の新しい方法でY's Flushing（ワイズフラッシング）と呼んでいます。学校の部活動が民間のクラブチームに移るにあたり、オリンピアンの村上氏、運営事務局の協力のもと、この技術が普及できればと思います。そしてこの方法は、柔整業界でも役立てるのではないかと思っています。現役で指導していたときにはインターハイの前に、必ず長尾会長のもとに生徒を連れて行き、調整をしていただいていました。地域住民だけでなく、現場の指導者からも信頼される接骨院が増えればと思いますし、その連携の先駆けをY-TRAININGがやっていければと思っています。



Y's Flushing (ワイズフラッシング)

中川広報部長：長崎で立ち上げて、なぜ京都でもやろうと考えられたのでしょうか。

桐副会長：先に長崎で事業を開いていた林田会長が私の後輩にあたり、彼とは大学時代の先輩後輩としての関わりから指導者としての現役時代も関わりがありました。退職を考え、事業を行うことを相談した際に一緒に事業を行おうという話になり、令和4年12月末に林田会長と

2人で長尾会長のもとに挨拶に伺いました。どうせやるなら京都府柔道整復師会の別館でやってはどうかと提案を受け、メインを京都、長崎を支所にして事業を開拓することになりました。

長尾会長：京都は女子駅伝、高校駅伝大会があり、西京極は陸上のメッカなので、短距離だろうと、投擲だろうと西京極に来ることがある。桐先生の京都での陸上の伝手があるので、ここが拠点になるのは良いことだと思います。ここから動画配信を利用すれば数百人単位に指導ができるのではないかと思います。

桐副会長：長尾会長は私の先輩にあたり、長崎の林田会長も大阪体育大学後輩で40年来の付き合いがあります。村上氏は私の教え子の同級生で、平成9年からの知り合いです。運営の大江さん、広報の澤田さんも林田会長の仕事関係の伝手で関わっていただいている。そのようなつながりの中で、事業を行えているので、本当にありがとうございます。

中川広報部長：運営側からのお話も聞かせていただけますか。

大江英明代表取締役：運営、経営側からの話をさせていただきます。自身は陸上をやっていないので専門的な話がわかりませんが、トップレベルの専門家同士の話を一般の人でもわかるように変換しなければならないと思い、その役割を担っています。

トップアスリートを100、歩けない人を0とし、一般の方の運動レベルを50、クラブ活動の学生、運動愛好家の社会人の運動レベルを80としたときに、柔整の先生方は0を50とする間の施術かと思います。トップアスリートがケガをしたときは、100が0になり、0から50になり、50から80になり、80から100に戻る。村上さんはそのプロセスが一般の方である柔整の患者さんにも有効ではないかと思っています。億を稼ぐプロゴルファーを指導していますが、ケガをしてから結果が出ない状態が続いています。彼らはもともと100を持つポテンシャルがある。ケガをきっかけに落ちているだけで、本人もなぜ100まで復帰



できないのかがわからない。そのプロゴルファーが神戸の有名なトレーナー指導を受けても復活できないなか、村上氏の指導を受けたその日から変わり、現在では週2~3回トレーニングに来ています。何が原因でケガをしたのか、何が原因で成績があがらないのか、村上氏には全部わかります。100からケガをして一旦0になって、また100に戻り、日本選手権を12連覇した村上氏だからこそわかることだと思います。指導を受ける選手たちも楽しくて仕方がない。この10年20年で感じていない新鮮な楽しさがあると聞いています。その技術が村上さんにはあります。これに興味を示していろいろな選手に来てもらえばと思います。陸上の方たちは基礎訓練、基礎練習、走って、投げて、飛んでの技術のプロフェッショナルでこれを活かせれば、バスケットボールでも野球でも教えることができます。実際に長崎では10数校が集まるイベントがあり、甲子園を目指す高校野球の学生で、教科書通りに指導している生徒に対して、村上さんが指導した後は素人目に見てもはっきりと違いが分かりました。

この技術は一般の方にも当てはめることができますし、柔整とのコラボでは0~50の

人への対応、村上氏の技術の共有、Y's Flushing、陸上の基礎トレーニング、これらを世間の需要にどういう風に当てはめていくかが重要だと考えています。

教育は柔整とのコラボからは外れるかもしれません、身体をはぐくむ観点からの切り口で、身体を正しく動かすことができれば、きっと脳にもいい刺激があるはずで、長期目標としては脳を育てる幼児教育も視野にいれています。

澤田大介氏(広報担当)：指導者は魅力のある人ばかりなので、SNSを中心にがむしゃらにでも広げていきたいと思っています。専門的な知識を広報しても解りづらいので、一般の方たちにもわかる表現を心がけています。

中川広報部長：最後に皆さんのモットー、目標、自分の理想などをお聞かせください。

村上本部長：事業を今までにやったことがないので、事業をすればマイナスもあるわけで、プラスになるということはどういうことかということをいろいろと想像します。人に喜んでもらえる事業で、自分たちの資金を大きくしていくことが一番と思ったときに、どれだけの人、年齢層の人に、ありがとうと言われる知識を伝えていけるか。現在指導しているプロアスリートの3人に活躍してもらえば、ワイトレの知名度は上がるでしょうし、個人としての目標は選手が活躍できる舞台をいかに整えるかだと思っています。

大きな目標としては世の中を良くしたいと思っています。最終的にはその芽である子供たち、特に幼稚園児の指導を行いたいと思っています。

大江代表取締役：村上さんの後輩は日本代表クラスの人たちもいて、引退している人たちもありますが、彼らのほとんどが一般の営業職などをしていて、陸上の技術を活かしきれていません。

陸上のトレーニングの技術をもって食べていいける土俵を作りたいと思っています。陸上で、食べていいける土俵を作ることで、その先で指導を受けて学んだ人がケガをしなくなり、身体を正しく動かせるようになると思います。今後、取り組んでいきたいと思う幼稚園児への指導では、幼稚園で学んだ体の使い方は一生使えるし、高齢者になってからの転倒予防だけではなく、幼稚園からの体の教育により、将来の転倒予防にもつながるのではないかと思っています。

桐副会長：令和5年4月から愛媛にも支店ができます。世の中が変わるものなので、Y-TRAININGが行っていることが、日本全国に広まる礎を作れればと思います。

この3年で学校の部活動が民間に移行していくますが、柔整と連携しながらいろいろなところに展開していければと思います。

(取材／文 広報部 森田康裕)



(左から、長尾会長、中川広報部長、村上氏、桐氏、大江氏、澤田氏)

公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会ご紹介

令和5年2月1日(水)、公益社団法人京都府医薬品登録販売者協会が中京区西ノ京から本会別館3階に事務所を移転されました。

令和5年3月3日(金)午後2時30分から長尾淳彦会長、中川稔貴広報部長と事務所を訪問し、協会の歴史的な流れ、現在の取り組みについて伺いました。

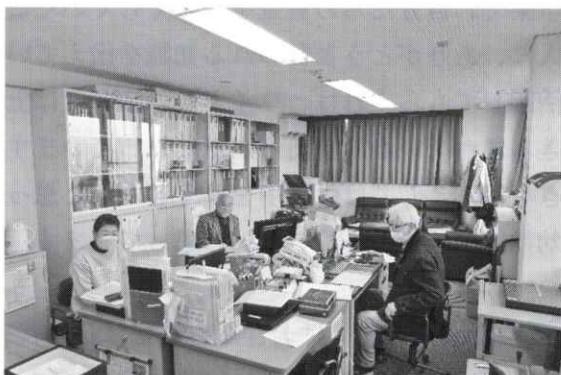
研修会事業を主な事業として活動されておられ、薬膳インストラクターの養成講座を開講されています。毎年4月1日発刊の「きょうと 府民だより」で募集されていますが、今までに400名を超えるインストラクターが誕生しています。

本会とも研修事業を中心に協力体制を整えていくことを話し合いました。貴重なお話をしていただきました米田宗一会長、中川真寿子副会長、畠忠夫理事に心から感謝申し上げます。

(広報部 森田康裕)



長尾淳彦会長 米田宗一會長 畠忠夫理事



事務所

税務個別相談会開催

令和5年1月21日(土)午後2時30分から本会事務所にて、令和4年度分確定申告等の税務個別相談会が開催されました。この税務個別相談会は、税務に関する疑問や悩みをもつ本会会員が顧問である田口 裕 顧問税理士に無料で相談できる場として毎年開催しております。

申告書の作成方法や確定申告に関する疑問、税金の節税方法などについて専門のアドバイスを受けることができます。また、相談者の個別の事情に合わせた具体的なアドバイスも受けることができます。自己申告に不安があったり税金に関する知識に不慣れな場合非常に役に立つ相談会となっています。

個別相談会は終了しましたが、本会では税務等の相談に田口裕顧問税理士、法律の相談に薦田純一顧問弁護士のサポートを受けることができます。何かお悩みやご相談がありましたら、事務局までお問い合わせください。



第78回 京都接骨学会（令和5年度運動器疾患対応力向上実施事業）・保険講習会

令和5年3月19日（日）午後1時から表記の講習会がハイブリッド方式で開催された。定刻になり、今井雅浩学術部部長の司会により始まった。内容は下記のとおりである。



◎開会の辞 副会長 林 啓史

◎会長挨拶 会長 長尾淳彦

対面開催とオンライン開催の両方のメリットが得られるハイブリット開催について説明があった。また、コロナ禍でのガイドラインについて施術所スタッフはマスクを着用し、来院者にも着用を求めるが強制はしないという政府のガイドラインを踏襲する旨の解説があった。なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への位置づけ以降については、業種別ガイドラインは廃止になる。

第78回京都接骨学会（令和4年度運動器疾患対応力向上実施事業）

会員発表



「体幹部に密着させた両肩関節部への2点提肘方法」乙訓支部 小池真賢 会員

堤肘法として三角巾がポピュラーであるが頸部に負担がかかりやすいことや固定性が良くないというデメリットを改良して安価な材料を使用し「たすきがけ」を応用した装具を紹介された。

「柔道整復師としてのトレーナー活動」宇治支部 久見達也 会員

自身のサッカー経験を踏まえ柔道整復師のトレーナー活動や施術、指導について現在の活動を中心に予防、ケア、トレーニング、今後の展望について詳細な発表をされた。

「肩関節脱臼発生機転の考察」城陽支部 井坂 豊 会員

ゼロポジション法について自身の多くの症例を挙げられ、症状、整復法、固定法の解説と肩関節脱臼の施術のポイントについて示唆に富んだ発表をされた。

養成校教員・学生発表



「ストレッチング様式の違いが筋形態および筋力発揮におよぼす影響」

明治国際医療大学 柔道整復学科教員 川村 茂 先生

静的ストレッチ、動的ストレッチの効果に着目し、実験された内容について詳細な解説と共に考察、発表がなされた。

「呼吸について」

京都医健専門学校 石井魁夢・井上 瞼・巖 更咲・梅原美玖

呼吸について着目し、胸式、腹式の使い分けや胸郭ストレッチとしてキャット&カウ、側屈ストレッチ、4・7・8呼吸（4で吸い、7で止めて、8で吐く）の紹介、ビデオによる発表がされた。

「逆ストレッチについて」

京都医健専門学校 河見翔輝・斎藤康太・櫻井 琳・塩見秀太・辰巳仁優

逆ストレッチについて解説、ストレッチとの効果の違い、併用などについて後頭下筋群、ローテーター・カフを例としてビデオによる発表がされた。



この後、表彰式が行われた。

講演



『超音波エコー観察講習会』

～柔道整復師による評価の決め手 評価(3診+徒手検査+エコー検査)の手順と記録
(公社)滋賀県柔道整復師会総務部長 近畿超音波委員長 川戸典知 先生

小児桡骨下端骨折（若木骨折）、第5基節骨骨折、脛骨内果骨折、桡骨頭骨折、脛骨跳躍型疲労骨折、アキレス腱断裂等、実際に施術された症例についてエコー検査画像や動画について解説、治療法、注意点などについてもわかりやすくポイントを述べられた。次に記録方法、プローブ走査方法を膝関節、足関節、肩関節について詳細に解説、圧痛点を正確にとらえることの重要性について等々を解説された。次に肩関節について注意すべき症例や踏まえておいた方がいい点について適時解説があり大変充実した内容の講習であった。最後に今後の柔整業界について柔道整復術から柔道整復学へと発展させていかねばならないと力説、ビジョン、ミッション、バリューについてより具体的に分析して将来設計を立てていくべきとピーター・ドラッカーの有用な手法を解説されて講習は終了した。

◎保険講習会



「労災、自賠責の適正な請求と現状について」 保険部長 中村英弘

労災、自賠責について基本的に踏まえておくべき知識を解説、次に具体的な請求における注意すべき点などを詳細に解説された。最後に通院抑制をしていると思われる保険者について何かあれば保険部まで知らせるように述べられ講習は終了した。

◎閉会の辞 学術部長 今井雅浩

「高齢化社会」を迎えて（その6） —「終活」の具体的進め方（5）—

本会顧問 弁護士 薦田純一

今回も、「終活」の具体的な進め方シリーズの続編になります。今回の改正相続法によって（令和元年7月1日施行）、「遺留分」について、重要な変更がなされました。この点は、「遺言書」の作成や配偶者に生前贈与しておこうと考えておられる方に大いに影響しますので、「遺留分」の意義やその行使の方法などに関する変更点などについて検討しておくことが有意義だと思います。

1 まず、「遺留分」というのは何か？

- (1) 被相続人Aは、生前に、自分の財産を自由に処分することが出来るのと同様に、死後に残された財産（遺産）についても自由に処分することが出来るのが原則ですが、民法は、被相続人の相続財産のうち生前処分（贈与など）や、死因処分（遺言による遺贈など）によって奪うことが出来ない「一定の割合」を、被相続人の一定の近親者（兄弟姉妹を除く、配偶者や子、直系尊属）のために留保しています。これを「遺留分」と言います（民法1042条）。
- (2) このような遺留分の制度を設けた趣旨は何か？

まず、①被相続人Aの財産に依存して生活していた者（配偶者Bや長男Cなど）のために、Aの遺産のうち一定の部分を留保することにして、残された相続人（BやC）の生活の保障をするためです。つまり、日本のように、国家が国民の生活を保障する義務を引き受けている場合には、その反面において国民の私的財産にそのような制限を加えるのです。

また、②被相続人の名義になっている財産の中には、他の者の潜在的持ち分が含まれていることが一般的です。そこで、遺産の精算に当たっては、これを顕在化させることが要請される訳です。

- (3) 被相続人の「財産処分を制限する範囲」は、どのような処分か？

以上のように「遺留分」は、「遺産」に対する一定の割合なので、本来は、「遺贈」だけを制限するのが本則のはずです。

しかし、それだと被相続人が死亡する直前に「生前贈与」することによって潜脱することが可能になってしまいます。

そこで、民法は、一定の範囲の「生前贈与」（相続開始前1年以内の生前贈与か、被相続人と相続人共に遺留分権者に損害を加えることを知ってなした生前贈与）にも拘束を及ぼしています（民法1044条）。

2 「遺留分」侵害の効力・行使方法

- (1) 今回の改正前には、遺留分が侵害された遺留分権利者には「遺留分減殺請求権」という形成権が与えられ（旧1031条）、その行使によって「物権的効果」が発生すると理解されていました。すなわち、判例によって、被相続人がした生前贈与や遺贈は、たとえそれが「遺留分」を侵害する場合でも、当然に無効とされるのではなく、相続人は、侵害された「遺留分」を保全する限度まで、その贈与や遺贈の効力を消滅させることが出来るに過ぎないとされていましたので、多くの場合に、贈与や遺贈を受けた者と遺留分権利者との「共有状態」が生じてしまい、新たな問題が生じてしまう結果になっていました。
- (2) これに対して、平成30年改正法では、「遺留分」を侵害された相続人は、生前贈与や遺贈によって侵害された額の支払いを請求することが出来る権利（遺留分侵害額の支払い請求権という債権）

を持つに過ぎないことに改められました（新1046条第1項）。これによって、生前贈与や遺贈が「遺留分」を侵害する場合でも、生前贈与や遺贈の効力が失われる訳では無く、単に損害額の支払い請求権という金銭債権が発生するに過ぎないことになりました。

- (3) なお、遺留分権利者は相続の開始前に自分の遺留分を放棄することができますが、被相続人の悪用を防ぐために、家庭裁判所の許可を受けたときに限り有効としています（1049条）。

3 遺留分権利者の範囲とその割合

- (1) 遺留分権利者は、上記しましたとおり、兄弟姉妹以外の相続人です（1042条）。
- (2) その割合は、まず、①誰が被相続人Aの相続人となるのかによって、相続財産に対する「遺留分」の割合が決められます。上記の例では、配偶者Bと長男Cが相続人となる場合には、Aの相続財産に対する「遺留分」の割合は2分の1です。

その上で、次に、②具体的に複数の相続人がいる場合には、そのそれぞれの法定相続分の割合によって、各相続人の遺留分が算定されます（1042条）。

その結果、配偶者Bの遺留分は、法定相続分2分の1を乗じた4分の1となり、長男Cの法定相続分は他に兄弟や姉妹がいないので2分の1、そこで「遺留分」も4分の1となります。

4 「遺留分侵害額請求権」の行使方法

この請求権は「形成権」なので、「遺留分」を侵害する生前贈与や遺贈を受けた者に対する意思表示によって行使するので足ります。

5 遺留分算定の基礎となる財産は？

(a)「被相続人が相続開始時において有していた財産の価額」に、(b)「生前贈与した価額」（その贈与が金銭でなされた場合には、相続開始時に貨幣価値に換算した価額）を加算し、(c)被相続人が負担していた債務の全額を控除した額（1043条1項）です。

6 遺留分侵害額の算定

- (1) 上記の第3項で示した遺留分権利者の「遺留分」の割合を確定する。
- (2) 次に、前記第5項で、被相続人Aの「遺留分算定の基礎となる財産額」を算出する。
- (3) 遺留分権利者の相続分の価額（民法900条から904条）は控除する。
- (4) その上で、被相続人の債務額のうち、遺留分権利者が負担しなければならない債務額を加算する。例えば、被相続人Aの相続開始時の相続財産が3000万円、債務額が2000万円で、相続人は配偶者Bと長男Cとする。ところが、Aは、Bに対して1億2000万円の生前贈与をし、Cには1000万円の生前贈与をしていたとします。

この場合、Cの遺留分は、 $(3000\text{万円} + 1\text{億}2000\text{万円} + 1000\text{万円}) - 2000\text{万円} = 1\text{億}4000\text{万円}$ の2分の1の2分の1 = 3500万円となります。

そこから、Cの「侵害額」は、Cが受けた生前贈与1000万円とCが所得すべき遺産の額3000万円（Bは相続分を超える生前贈与を受けているので具体的相続分は0）を控除し、Cが承継すべき債務額1000万円を加算した500万円です。従って、CはBに対して侵害額500万円の請求をすることが出来ます。

- 7 なお、遺留分権利者が、複数人いる場合でも、各自の遺留分は、それぞれ独立です。従って、共同で行使する必要も無いし、一人が行使しても、あるいは放棄したとしても、他の遺留分権利者の遺留分が増減することはありません。

会員の動静

新入会員紹介

横山充政 (城陽支部)

(1月入会) 慶成整骨院
〒613-0033
京都府久世郡久御山町林北畠
92-1 クレス久御山ビル1F
Tel: 0774-46-5681

疋田訓寛 (左京支部)

(1月入会) 洛接骨院
〒606-0844
京都市左京区下鴨北茶ノ木町
33
Tel: 未定

退会

12月 中村圭一 (乙訓支部)

12月 三木幸一郎 (城陽支部)

2月 宮本和輝 (上京支部)

3月 野崎享利 (宇治支部)

3月 市位尚也 (南山城支部)

3月 丸浦隆司 (城陽支部)

3月 竹村尚記 (城陽支部)

掲示板コーナー

京柔整カレンダー

		柔整関係	京都の行事
4月	23日(日)		神幸祭(松尾大社)
5月	14日(日)		還幸祭(松尾大社)
	28日(日)	日整全国少年柔道大会京都大会(旧武徳殿)	
6月	4日(日)	令和4年度定時総会(京都ホテルオークラ)	
7月	20日(月)	京柔整会報168号発刊	

毎月、第3土曜日に保険説明会が開催されます。(詳しくは事務局まで問い合わせてください)

編集後記

柔道整復師免許を取得して17年が過ぎました。統計からもわかるとおり、療養費対象の外傷施術は減ってきていますが、自費施術ではまだまだ需要があります。心からこの職業を選んでよかったです。外傷施術以外のニーズにも対応できる養成校の教育カリキュラムも必要になってきていくのではないでしょうか。

森田 康裕

桜の季節となつた。桜は古より日本人に愛されてきた。万葉集に「久方の光のどけき 春の日に 静心（しづごころ）なく 花の散るらむ」という紀友則の歌がある。のどかな春の一日なのに、花びらはどうしてこんなにあわただしく散っていくのかという意。人の想いはそれぞれ。早く散り切ってしまうことを美德とする日本の心もある。そして再生を繰り返していく。しかし現実には気持ちは新たにできてもご破算にはできないことが多いであろう。4月は新たな出会いの季節である。想いが巡るのもまた春らしい。

Yoji

AIが進化し、自動化が進む現代においてはAIに仕事が奪われる可能性があるのだという。柔道整復師の仕事は、人の身体を扱う専門職であるためAIに完全に取って代わられることは今のところ難しいと考えられるが、仕事の一部が自動化されるあるいは協業する可能性はあります。それほどまで急速に進化しているAIに代替されないためには、人と人とのコミュニケーションや患者さんとの信頼関係を築くこと、知識や技術をより高めることで柔道整復術を後世に伝承していくことが期待されています。

けんじ

年度末の作業や学びが一段落して時間ができ、一気に読書しています。“けんじ”先生の編集後記でも触れられていましたがAIの進化から目が離せない事態になってきました。最近に読んだ本「メタバース さよならアトムの時代（加藤直人著）」とても面白かったです。さて、今号の特集はいかがでしたでしょうか。トップアスリートが指導するトレーニング。私たちの治療に関するヒントがいくつもありそうです。3月からコロナ感染予防のマスク制限が緩和され、5月8日から5類感染症となります。この3年はコロナ禍でかつて経験の無い活動制限があり、辛い思いをされたと思います。世の中のV字回復を願うばかりです。☆nakatoshi☆

次号 しめ切り 5月26日

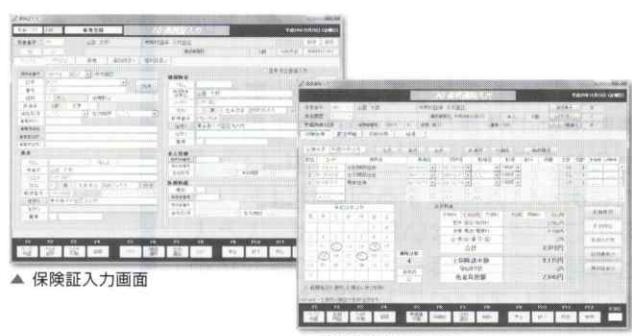
導入実績10,000件以上! 接骨院・整骨院専用のレセヨンなら『三四郎くん』

公益社団法人 京都府柔道整復師会でも導入率No.1!

柔道整復師向 事務管理システム

三四郎くんVer.7.5

療養費改正等の保険改正にすばやく対応。迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。



▲ 保険証入力画面

▲ 傷病通院入力画面



※一部ご希望に添えない場合があります。

オプションで
さらに便利!



保険証リーダー



サーマルプリンタ



バーコードシステム



【東京ショールーム・SSB研修センター】
東京都千代田区神田三崎町2-7-10
帝都三崎町ビル7F



超音波観察装置 ラインナップ

弊社は『匠の技 伝承』プロジェクト
に協力しています。



Viamo sv7

医療機器認証番号:
229ACBZX00025000
製造販売元:
キヤノンメディカルシステムズ株式会社

HS-2200

医療機器認証番号:
225AHBZX00034
製造販売元: 本多電子株式会社



ARIETTA
Prologue SE

医療機器認証番号:
227ABBZX00109000
製造販売元:
富士フィルムヘルスケア株式会社

柔道整復師向け

詳しくは弊社にお問合せ下さい。



株式会社 エス・エス・ビー

【関西営業所】 〒532-0011

大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第3ビル405号
TEL 06-6390-3462 / FAX 06-6390-3463

HPはこちらから▶
<https://www.sanshiro-net.co.jp/>



最新柔整情報が読める!!柔整ホットニュース
<https://www.jusei-news.com/>



こころ和らぐ医療を創造する

明治国際医療大学

〒629-0392 京都府南丹市日吉町
TEL 0771-72-1188(入試事務室) FAX 0771-72-1189
URL <https://www.meiji-u.ac.jp>

看護学部
看護学科

保健医療学部
救急救命学科
柔道整復学科

鍼灸学部
鍼灸学科

大学院
鍼灸学 研究科
保健医療学 研究科



大学HPは
コチラ!!

誰かの支えになる喜び、アスリートを支える医療人へ

明治東洋医学院専門学校

〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町 7-53
TEL 06-6381-3811 FAX 06-6381-3800
URL <https://www.meiji-s.ac.jp>

専門学校HPは
コチラ!!



鍼灸学科 [医療専門課程3年制]

柔整学科 [医療専門課程3年制]

京柔整会報 機関誌 167号

令和5年4月20日

発行者 公益社団法人 京都府柔道整復師会

会長 長尾 淳彦

編集責任者 広報部長 中川 稔貴

発行所 京都市右京区西京極新明町6番地

☎ 京都(075)325-0414
(広報部)

印刷所 株式会社 幸伸

京都市下京区中堂寺庄ノ内町1-131

TEL.(075)314-2251

FAX.(075)314-5177

